

行政法（配点 40 点）

【問題】

以下の【事案】、【判例の一部抜粋】、【参照条文】を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

【事案】

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という）は、銃砲刀剣類等の所持を原則として禁止しているが、銃刀法 14 条は、美術品として価値のある刀剣類等については、都道府県の教育委員会に登録すれば所持・保管できるものとしている。

登録は登録審査委員の鑑定に基づいて行われ、登録の方法や登録審査委員の任命、職務、鑑定の基準、手続等は文部省令で定めるとされていた。

Xは、Y県教育委員会（以下「Y」という）に対して、外国製刀剣であるサーベルの登録を申請したが、Yは、銃砲刀剣類登録規則 4 条 2 項（以下「登録規則」という）により、登録の対象を日本刀に限っていることから登録を拒否する処分をした（以下「本件処分」という）。これに不満のあるXは、本件処分の取消訴訟（以下「本件訴訟」という）を提起した。

【判例の一部抜粋】

「どのような刀剣類を我が国において文化財的価値を有するものとして登録の対象とするのが相当であるかの判断には、専門技術的な検討を必要とすることから、登録に際しては、専門的知識経験を有する登録審査委員の鑑定に基づくことを要するものとするとともに、その鑑定の基準を設定すること自体も専門技術的な領域に属するものとしてこれを規則に委任したものというべきであり、したがって、規則においていかなる鑑定基準を定めるかについては、法の委任の趣旨を逸脱しない範囲内において、所管行政庁に専門技術的な観点からの一定の裁量権が認められているものと解するのが相当である。」

※ 上記一部抜粋中の「規則」とは、銃砲刀剣類登録規則のことである。

【参照条文】

○銃砲刀剣類所持等取締法

第 14 条 都道府県の教育委員会……は、美術品若しくは骨とう品として価値のある火縄式銃砲等の古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録をするものとする。

2 銃砲又は刀剣類の所有者（所有者が明らかでない場合にあつては、現に所持する者。以下同じ。）で前項の登録を受けようとするものは、文部科学省令で定める手続により、その住所の所在する都道府県の教育委員会に登録の申請をしなければならない。

3 第 1 項の登録は、登録審査委員の鑑定に基づいてしなければならない。

4 （略）

5 第 1 項の登録の方法、第 3 項の登録審査委員の任命及び職務、同項の鑑定の基準及び手続その他登録に関し必要な細目は、文部科学省令で定める。

○銃砲刀剣類登録規則（文部科学省令）

（鑑定の基準）

第4条（略）

- 2 刀剣類の鑑定は、日本刀であって、次の各号の一に該当するものであるか否かについて行なうものとする。
- 一 姿、鍛え、刃文、彫り物等に美しさが認められ、又は各派の伝統的特色が明らかに示されているもの
 - 二 銘文が資料として価値のあるもの
 - 三 ゆい緒、伝来が史料的価値のあるもの
 - 四 前各号に掲げるものに準ずる刀剣類で、その外装が工芸品として価値のあるもの

【設問1】（配点20点）

Xは、本件訴訟において、登録規則4条2項が違法であるとの主張をしたいが、具体的にどのような主張をすべきか。銃刀法及び登録規則の文言に留意しながら論じなさい。

【設問2】（配点20点）

Yは、設問1におけるXの主張に対して、どのような反論をすべきか論じなさい。

以上